



[トップページ](#) > [原子力防災対策](#) > 飲食物の摂取制限の指示が出されたら



飲食物の摂取制限の指示が出されたら

避難または屋内退避などが指示された区域においては、とりあえず屋内に貯蔵してある飲食物以外の飲食物の摂取が禁止されます。

災害対策本部は、緊急時環境放射線モニタリングを行い、飲料水や飲食物について、放射性物質による汚染濃度が基準値を超えるおそれがある場合は、その地区の住民に対して、飲食物の摂取を禁止する指示を出します。そのときは、県や地元町では指定された地区の皆さんに飲料水や飲食物を支給します。なお、摂取制限が指示された飲食物でも、すでに屋内に保存されていたものについては摂取することができます。

また、指定された地区においては、同時に、農畜水産物の採取、漁獲の禁止、出荷の禁止等の指示も出されます。

飲食物の摂取制限等の指示については、テレビ、ラジオ、防災行政無線、広報車などで皆さんにお伝えします。皆さんは災害対策本部の指示を守ってください。



[●原子力安全対策課のトップページへ●](#) [●福島県のトップページへ●](#) [●福島県のサイトマップへ●](#)